

健康管理について（教職員および非常勤講師用）

今治明德短期大学
2020年4月10日

1. 教職員の健康管理

(1) 毎日、朝と夜の体温測定を行い、健康記録表に記載する。

- ・教職員は、体温が、1℃以上上昇したり、健康記録表に該当する症状があれば、出勤前に所属長もしくは事務部に連絡する。
例：平熱が35℃の人が36.9℃だった場合

(2) 体温が、平熱の1℃以上上昇したり、健康記録表に該当する症状があった場合、37.5℃以上の発熱があった場合：出勤しない

報告ルート：**教職員** → **所属長** → **事務：渡部課長(不在時：事務職員)** → **学長**

※新型コロナウイルス対策担当：渡部課長

※所属長不在時は、**同僚教員**もしくは**渡部課長**へ

- ① 所属長に報告し、自宅療養する。外出はしない。
- ② 症状が悪化した場合、相談センターやかかりつけ医に電話相談する。

※新型コロナウイルス感染の場合、直接クリニックを受診すると感染拡大するので、電話相談をする。



愛媛県：24時間、土日祝日も対応

・一般相談窓口

089-909-3468

・帰国者、接触者相談センター

089-909-3483

(3) 家族で新型コロナウイルス感染者が出た場合：出勤しない

- ・濃厚接触の可能性があり、所属長へ連絡の上自宅療養：14日間様子観察（保健所・病院の指示に従う）
※特別休暇とする

(4) 家族が、緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域に出張や帰郷した場合

- ① 所属長に連絡する。
- ② 該当する家族に健康管理を14日間行ってもらおう。
 - ・家族にも健康記録表をつけてもらう。
 - ・家庭内で注意をしていただきたいこと(別紙参照 ご家族の健康管理について)を渡し、予防してもらう。
 - ・感染予防(手洗い・咳エチケット・マスクの着用)ポスター配布(※事務に3点セットを取りに行く。)
- ③ 所属長に、14日間の該当する家族の健康状態を報告する。

(5)旅行(国内・外国)について:県より自肅要請あり。

- ・海外旅行は、新型コロナウイルスの感染が収束するまで避ける。帰国後 14 日間の自宅待機を行い、健康管理をする。
- ・国内旅行:緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域への旅行は避ける。
移動した場合は、帰着後、学長に直接報告する。

※ 県外(海外を含む)へ移動する時は、事前に行き先と期間を指定の書類(愛媛県外の移動届)に記入して事務へ提出する。

2. 非常勤講師の健康管理

(1)非常勤講師が、緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域に出張した場合

- ① 出張後、1週間は様子観察とする。
- ② 授業は、1週間開けて次の週からとする。
- ③ この間、非常勤講師から発熱や風邪症状などの報告があれば、14日間の出勤停止とする。

※ 県外(海外を含む)へ移動する時は、事前に行き先と期間を指定の書類(愛媛県外の移動届)に記入して事務へ提出する。

(2)家族で新型コロナウイルス感染者が出た場合:出勤しない

- ・濃厚接触の可能性があり、事務へ連絡の上自宅療養:14日間様子観察(保健所・病院の指示に従う)

(3)家族が、緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域に出張や帰郷した場合

- ① 事務に連絡する。
- ② 該当する家族に健康管理を14日間行ってもらおう。
 - ・家族にも健康記録表をつけてもらう。
 - ・家庭内で注意をしていただきたいこと(別紙参照 ご家族の健康管理について)を渡し、予防してもらおう。
 - ・感染予防(手洗い・咳エチケット・マスクの着用)ポスター配布(※事務に3点セットを取りに行く。)
- ③ 事務に、14日間の該当する家族の健康状態を報告する。

(4)旅行(国内・外国)について:県より自肅要請あり。

- ・海外旅行は、新型コロナウイルスの感染が収束するまで避ける。帰国後 14 日間の自宅待機を行い、健康管理をする。
- ・国内旅行:緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域への旅行は避ける。

移動した場合は、1 週間の様子観察を行う。

※ 県外(海外を含む)へ移動する時は、事前に行き先と期間を指定の書類(愛媛県外の移動届)に記入して事務へ提出する。

3. 学生の健康管理について

(1) 日々の健康管理について

- ① 学生が毎日健康管理できているか確認する(必要に応じて健康記録表を確認する)。
- ② 講義前、学生が体温測定しているか、健康状態(発熱・風邪症状など)を確認する。
 - ※ 体調不良の学生には、帰宅してもらおう。
 - ※ 朝の体温測定を忘れていた場合は、授業終了後入試課に行き、体温測定をしてもらう。
 - ※ 本校では、マスク着用の授業参加とする。
 - ★忘れた場合は、入試課に行き、ハンカチマスクを作り、装着してもらおう。

(2) 「学生を出席停止」とする場合

- ① 体温が、平熱の1℃以上上昇したり、健康記録表に該当する症状が一つでもあった場合あった場合
- ② 37.5℃以上の発熱があった場合

報告ルート: **学生** → **指導教員** → **事務: 渡部課長(不在時: 事務職員)** → **学長**
※新型コロナウイルス対策担当: 渡部課長

(3) 学生の登校について

- ① 学生が風邪症状などで出席停止になった後、3日間様子を観察し、学生から報告を受ける。
4日目にも学生に連絡をする。発熱もなく、症状が回復している場合、5日目に登校してもらう。
 - ※ 熱発していた学生が平熱になった場合、薬の内服の確認をする。(抗性物質や解熱剤など)

(4) 家族で新型コロナウイルス感染者が出た場合

- ・濃厚接触の可能性があり、指導教員に連絡の上自宅療養: 14日間様子観察(保健所・病院の指示に従う)
- ※ 本学から学生を出席停止とした場合: 公認欠席(学生便覧参照)とする。

(5) 家族が、緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域に出張した場合

- ① 学生から報告を受ける、健康記録表を確認する。
- ② 学生に家族の健康管理と注意事項について説明する。家族の新型コロナウイルス感染予防の協力を得る。
 - ・家族にも健康記録表をつけてもらう。
 - ・家庭内で注意をしていただきたいこと(別紙参照 ご家族の健康管理について)を渡し、指導する。
 - ・感染予防(手洗い・咳エチケット・マスクの着用)ポスター配布
- ③ 学生には通常通り受講してもらう。ただし、3つの密に注意し、学生の人権やメンタルに配慮する。
 - ・受講時、可能ならば2mの間隔を開ける。(全学生)
 - ・換気をしっかりする。
 - ・手洗いを頻回にしてもらう。
 - ・マスクは必ず着用する。
 - ・健康状態の把握をする。(学生・家族)
 - ※ 学生全員に密接な距離での会話(対面での会話)や握手などの接触は避けてもらう。

(6)旅行(国内・外国)について:県より自肅要請あり

- ・海外旅行は、新型コロナウイルスの感染が収束するまで避ける。帰国後 14 日間の自宅待機を行い、健康管理をする。
- ・国内旅行:緊急事態宣言の出ている地域や感染者の増加している地域への旅行は避ける。
移動した場合は、帰着後、指導教員に報告する。

※ 県外(海外含む)へ移動する時は、事前に行き先と期間を指定の書類(愛媛県外移動届:学生用)に記入して指導教員へ提出してもらおう。提出していない場合は、事後報告でもよい。

(7)食事への対応

- ① 食事前には、石けんを使用した衛生的手洗いをする。
- ② 向かい合って食事をしない。会話を控える。(飛沫感染の予防)
- ③ 食堂で食事をする時も向かい合って食事をせず、全員 1 方向を向いて食事をする。大声で話さず、会話を控える。
※ 食堂では、調理専修科 伊藤先生の指導に従う。

(8)生活指導

- ① 人が多く集まる密閉された場所にはいかない(「3つの密」に注意する)。
※ カラオケやライブ、イベント、大人数の食事会、サークルなどに行かない。
- ② 密接を避ける:学生同士腕を組んだり、握手をしたり、すぐそばで話をする等
- ③ 外出後(登校時含む)や食事前、掃除の後、排せつ後は、必ず衛生的手洗いをする。排せつ後は、便器のふたを閉めて流す。
- ④ 咳エチケットを守る。校内では、マスクの着用を義務付ける。
※ 口や目、鼻などを触らない。触った場合は、すぐに衛生的手洗いをする。
- ⑤ 物の貸し借りをしない(例:ハンカチの共用等)
- ⑥ 人の多い場所では、マスクを着用する。
- ⑦ 新型コロナウイルスの感染状況については、ニュースや新聞で把握する。ネットやラインの誤情報に惑わされない。
※厚生労働省の情報や指示を守る

4. 情報の共有

- ・新型コロナウイルス対策担当渡部課長は、学生・教職員および非常勤講師の状況を集約し、情報を全教職員に共有させる。

学 長	事務部長	総務課長	指導教員

愛媛県外への移動届

令和 年 月 日	
今治明德短期大学長 殿	
所属	
氏名	
印	
このたび、下記のとおり愛媛県外へ移動しますのでご報告します。	
移動の目的	
移動手段	
移動先	
移動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (総日数 日)
移動期間中の 連絡先(携帯等)	
備 考 (わかる範囲の予定)	